

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事		2024年 7月 26日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府綾部市城山町7番1		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 三ツ星ベルト技研株式会社 代表取締役 出口 勲			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	308 台	0 台	0 台	308 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	26 台	0 台	1 台	26 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	15.4	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	フロン排出抑制法に伴う定期点検を実施しており、第一種特定製品の点検記録簿を施設課で管理（ファイリング）し、誰でもいつでも閲覧できる状態にある。			
	廃棄時	第一種特定製品の廃棄時は府の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に回収及び適正処理を依頼しており、点検記録簿を施設課内で管理（ファイリング）し、誰でもいつでも閲覧できる状態にある。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	簡易点検時に機器配管接続箇所を目視点検（可能な範囲）により油漏れ等が無いかを確認。			
	廃棄時	充填回収業者から適正処理証明書が回付された事を確認し、適正に処理されたことを確認している。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	・第一種特定製品を更新する際は、現状でGWPが最も低い冷媒を使用した製品の導入を最優先とするが、省エネ性も合わせて比較検討し導入する。（省エネが悪ければ1次エネルギー使用量が増え結果的に地球温暖化に与える影響が大きくなる為）				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。